

千葉県告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第40号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和3年3月30日

千葉市長 神谷俊一

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社宮野木薬局	千葉県花見川区宮野木台1-5-23	宮の木薬局	千葉県花見川区宮野木台1-5-23	令和2年11月1日
有限会社スマイルサポート	千葉市中央区宮崎町235-7升富ビル103	スマイル薬局	千葉市中央区宮崎町235-7升富ビル103	令和3年3月1日